令和3年度大島町新型コロナウイルス感染症に係る農業者及び漁業者支援金交付要綱

令和3年3月22日町長決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る農業者及び漁業者支援金（以下「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、大島町の農業者や漁業者において事業収入（売上）の減少が見受けられた。本要綱は、事業収入（売上）が減少した農業者及び漁業者に対する支援を目的とする。

（対象者要件）

第3条　次の各号の全ての要件を満たす農業者又は漁業者を対象とする。

（1）農業者にあっては大島町内での経営耕地面積が10a以上、もしくは年間農産物販売金額が15万円以上の事業者で、漁業者にあっては大島町内の漁業協同組合員で漁業を営む日数が年間90日以上の事業者。

（2）町税等公金の滞納が無い。

（3）申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に参画していない。

（支援金の額）

第4条　交付する支援金の額は、前年同期（基本月1月から3月）との比較における事業収入（売上）の減少額とする。ただし、事業収入（売上）の減少が30％以上ある月がひと月以上あること。

2　前年同期との比較が出来ない場合に交付する支援金の額は、影響月以前の最高収入（売上）月との比較における事業収入（売上）の減少額とする。ただし、事業収入（売上）の減少が30％以上ある月がひと月以上あること。

3　前各項に規定する額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。また、前各項に規定する額が14万円を超えるときは、交付額を14万円とする。

（申請の方法）

第5条　支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、町長に対し、次の各号の

全ての必要な書類を令和3年5月31日までに提出しなければならない。

（1）新型コロナウイルス感染症に係る農業者及び漁業者支援金交付申請書（様式第1号）

（2）新型コロナウイルス感染症に係る農業者及び漁業者支援金計算書（別紙1）

（3）誓約書（別紙2）

（4）同意書（別紙3）

（5）支払金口座振替依頼書（別紙4）

（6）事業収入（売上）が減少したことを証明できる書類（帳簿、確定申告書の写し等）

（7）町税納税証明書

（交付決定）

第6条　町長は申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を新型コロナウイルス感染症に係る労働者支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条　町長は、申請者が、偽りその他不正の手段により、支援金を受けたと認めたときは支援金の決定を取り消し、支援金を返還させることができるものとする。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。